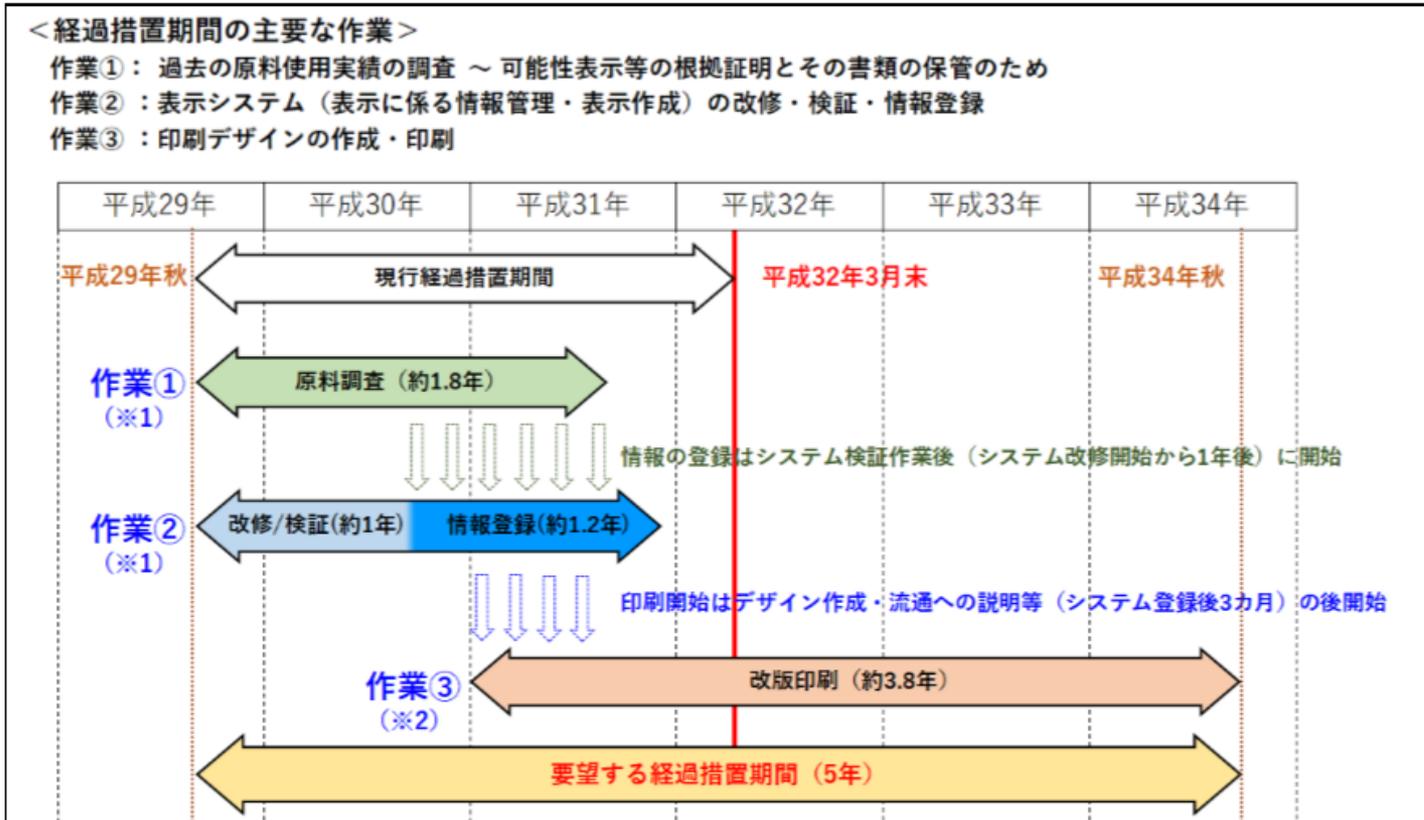


参考1

経過措置期間について <添付資料> **原料原産地表示の見直しに係る経過措置期間の考え方**

移行のための作業としては、大まかに記すと図に記す①から③となります。大手メーカーの場合、表示切替商品は千点を超え、使用原材料はその数倍以上と膨大な点数となり、図に記すような期間がそれぞれの作業工程に必要となり、経過措置期間については少なくとも新制度の施行後5年間の設定、つまり移行期限を平成34年秋までとしていただくことを要望します。



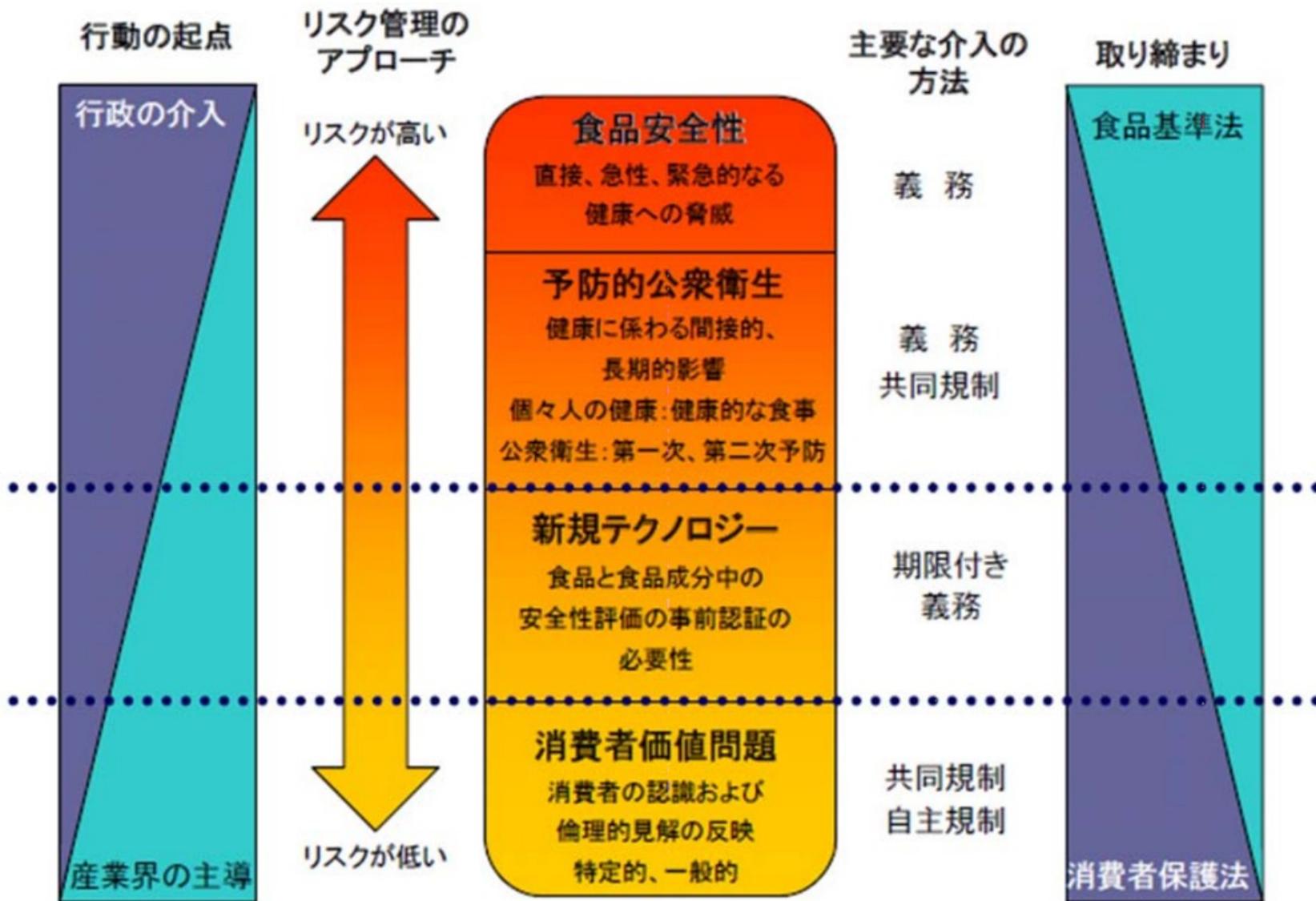
※1) 矢印上に記載の期間は、食品産業センター会員企業8社からの聞き取った必要期間の平均値。

※2) 矢印上に記載の期間は大手印刷事業者から聞き取った印刷能力(スピード)によるもの。

消費者庁「食品表示一元化検討会報告書」（2012年8月公表）の
基本的な考え方を参考にして、検討してほしい

報告書「2. 新たな食品表示制度の基本的な考え方」より

- 1) 食品の安全性確保に関わらない事項については、表示の義務付けを検討するに当たり、個々の消費者にとっての重要性は消費者によって異なることに留意すべきである。表示にはコストがかかり、その情報を求めている消費者が、コスト増を負担することになる。このため、消費者にとってどのような情報が必要か否かを、よく検証すること。（消費者の表示ニーズ）
- 2) 表示を義務付ける以上、基本的に、規模の大小を問わず全ての事業者が実行可能なものであるか否か、また、表示内容が正しいか、事後的に検証可能なものであるか否かの検討が必要である。（実行可能性・検証可能性）
- 3) 消費者への情報提供を充実させていく上で、商品の容器包装への表示だけでなく代替的な手段によって商品に関する情報提供を充実させた方が良いのか、検討する。（代替的手段による情報提供）
- 4) 事業者の実行可能性に影響を及ぼすような供給コストの増加があるのか、さらに、監視コストその他の社会コストなど総合的に勘案した上で、消費者にとってのメリットとデメリットをバランスさせていくことが重要である。（コストとのバランス）



FSANZ Labelling Logic(2011年1月)より